

第11回及び第12回オープンデータの作成方針について

保険局医療介護連携政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

NDBオープンデータのこれまで

- NDB利活用の一環として、診療行為や医薬品に関して都道府県別や性年齢階級別に分析した基礎的な集計表を、オープンデータとして平成28年に公開し、集計する帳票や分析内容を順次拡大してきた。
- オープンデータの情報は集計表形式で公開されており、視認性が低いため、令和3年に集計表のビジュアライズが可能なNDBオープンデータ分析サイトを公開した。

公開年	主要な拡大内容
平成29年	<ul style="list-style-type: none">• 歯科診療行為及び特定健診（標準的な質問票）の公開開始• 医科診療行為の「投薬」「注射」及び加算項目を追加• 公開される処方薬を処方数上位30品目から上位100品目まで拡大
平成30年	<ul style="list-style-type: none">• 特定保険医療材料の公開開始• 医科診療行為/特定健診において一部の項目にクロス集計表を追加• 歯科診療行為/特定健診において項目追加
令和元年	<ul style="list-style-type: none">• 医科診療行為において一部の項目に二次医療圏別集計を追加
令和2年	<ul style="list-style-type: none">• 医科診療行為において二次医療圏別集計を拡大• 処方薬において一部の項目に医科歯科別集計を追加
令和3年	<ul style="list-style-type: none">• 医科診療行為において全ての項目に診療月別集計を追加• 歯科診療行為/特定健診において全ての項目に二次医療圏別集計を追加
令和4年	<ul style="list-style-type: none">• 調剤行為の公開開始• 歯科診療行為において全ての項目に診療月別集計を追加
令和5年	<ul style="list-style-type: none">• 医科診療行為において検査項目を一部追加
令和6年	<ul style="list-style-type: none">• 医科診療/歯科診療/調剤行為において一部の項目で患者数集計を追加• 公開される処方薬を処方数上位300品目又は500品目まで一部拡大
令和7年	<ul style="list-style-type: none">• 公費負担医療のみのレセプトに係る集計の追加• 処方薬/特定保険医療材料において診療月別集計を追加



第11回NDBオープンデータの作成方針（案）

1 趣旨

- NDB利活用の一環として、平成28年から診療行為や医薬品に関する基礎的な集計表を公表を開始し、現在までに10回分のオープンデータを公表している。
- ビジュアライズされた分析サイトや解説レポートのほか、集計する帳票や分析内容についても少しずつ拡充を続け、利便性向上を図ってきた。
- 令和4年度よりID5の収載が行われる等、NDB本体の情報の充実が図られており、オープンデータでもこの活用が求められている。また、処方薬の集計における制限の方針が求められる等、NDBデータのさらなる利活用に向けて改善の余地がある。

2 主な作成方針

第10回までのオープンデータに加えて、処方薬の薬効分類別数量について、全薬剤に公開を拡大する。

処方薬の薬効分類別数量における公開の拡大（案）

現状

- 処方薬の薬効分類別数量において、これまででは薬効分類別の薬剤数に応じて上位100～500種類の数量を公開していた。（100種類未満は全件公開）
- 後発医薬品の販売等により薬効分類内の薬剤数が多くなる場合、公開されない薬剤が増加し、解析の幅が狭まることが指摘されていた。



対応

- 薬効分類別の薬剤数に関わらず、公開範囲を全件に拡大する。

薬効分類別の薬剤数	該当する薬効分類の数	公開範囲 (第9回～第10回)	→	公開範囲 (第11回)
500以上	7	上位500位まで		
300以上	12	上位300位まで		
100以上	25	上位100位まで		
100未満	242	全件		全件

※該当する薬効分類の数は令和5年調査時点

第12回NDBオープンデータの作成方針（案）

第12回の主な作成方針

第10回までのオープンデータの一部の項目について、年4回の頻度で月次の集計を行う。
年次で公開するデータ項目の追加・見直しについてあらためて検討する。

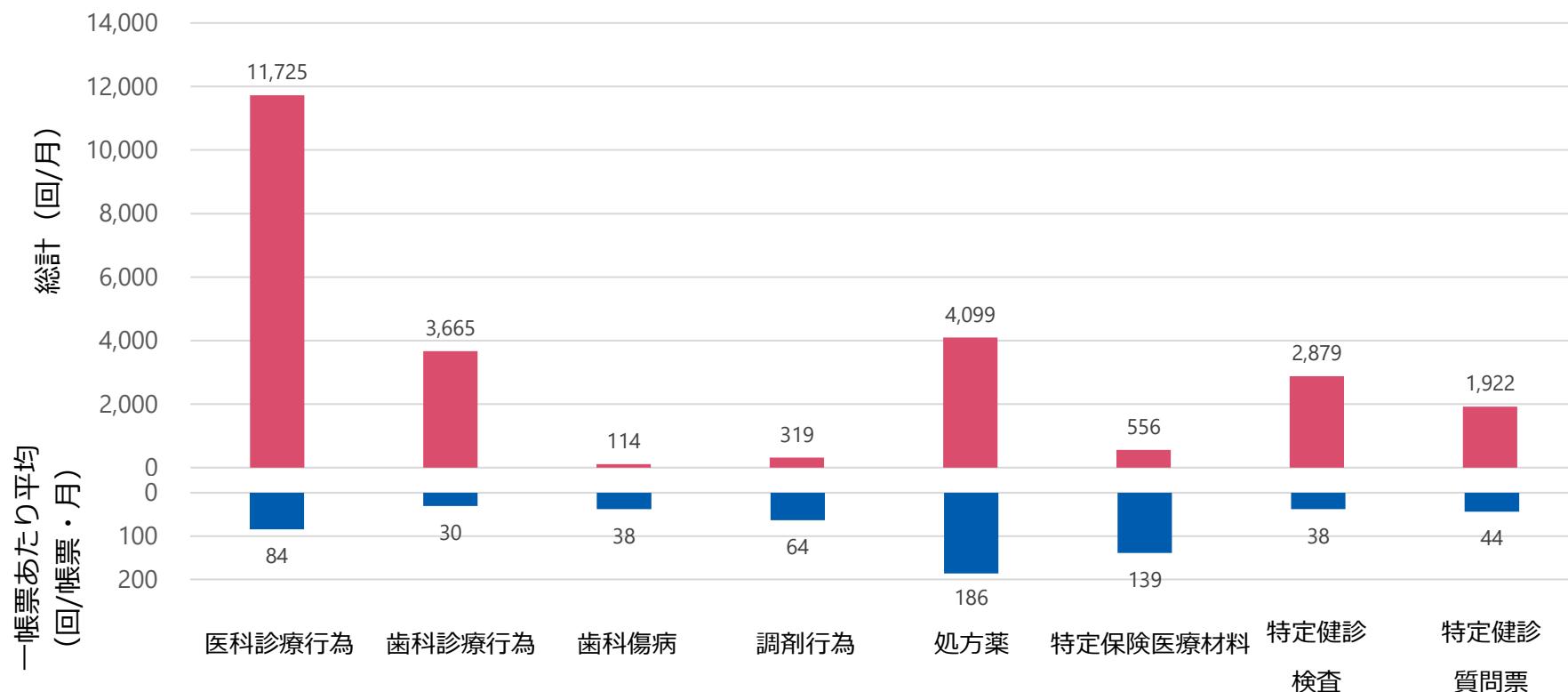
公開スケジュール（案）

	令和8年			令和9年		
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月
第11回：年次（令和6年4月～令和7年3月分）	公開予定					
第12回：月次（令和7年4月～6月分）		公開予定				
第12回：月次（令和7年7月～9月分）			公開予定			
第12回：月次（令和7年10月～12月分）				公開予定		
第12回：月次（令和8年1月～3月分）					公開予定	
第12回：年次（令和7年4月～令和8年3月分）						公開予定

(参考) 第10回（令和7年5月末公開）オープンデータのダウンロード数

- ・公開後の令和7年6～9月に約25,000回/月のダウンロードがあった。
- ・一帳票あたりの月の平均ダウンロード数は以下の通りであり、特に処方薬、特定保険医療材料は一帳票あたりのダウンロード数が多かった。

カテゴリー毎のダウンロード数



第24回レセプト情報等の提供に関する有識者会議(H27.3.18.)
レセプト情報等の提供に関するワーキンググループ中間報告

第25回有識者会議
資料抜粋

4. レセプト情報等の民間提供について

民間模擬申出の多くに見られた「全体的なデータを見た上で、何をするか考えたい」というデータ利用の姿勢は、具体的な利用目的のもとで必要最小限のデータ提供を行う、という従来の第三者提供の枠組みには馴染みにくい。

こうした傾向から、抽象的なニーズに応えるには、個別に寄せられた依頼に対する集計をその都度行うよりも、汎用性が高く様々なニーズに一定程度応えうる基礎的な集計表を作成し、公表していくことがむしろ適当である。

規制改革実施計画(H27.6.30.)

＜医療情報の有効活用に向けた規制の見直し＞

○民間企業でも公益性の高い研究は可能であることから、民間企業に所属する研究者であっても、NDBデータの公益目的での利用が可能となるよう、民間企業からの提案に基づき、厚生労働省においてNDBデータを基にした集計表を作成する枠組みを構築する。(平成27年度検討・28年度措置)

NDBデータを基にした集計表の作成・公表が求められている

2

「第1回 NDBオープンデータ」について

NDBオープンデータの基本的考え方

- NDBオープンデータは、これまで、研究者や行政機関が個別に提供を受ける以外に入手手段がなかったNDBデータを集計し公表することで、一般に入手可能とするもの。
- NDBオープンデータは特定の施策や研究等への利用を目的としたものではなく、データを研究者や民間を含む一般に広く入手可能にすることそのものが目的である。
- このため、公表データは汎用性の高い基礎的な集計表とし、比較的網羅的で、集計作業の労力が少なく、意図の入らない形での集計とすることを目指した。

第1回NDBオープンデータの集計対象

- 平成26年度の医科(入院・入院外)、歯科、調剤、DPCの各レセプト
- 平成25年度の特定健診データ
- 各項目について、都道府県別及び性年齢階級別で集計

NDBオープンデータ：作成の背景と目的

作成の背景

- ◆ レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）は、悉皆性が高いレセプト情報、および検査値などの詳細な情報を有する特定健診等情報が含まれており、国民の医療動向を評価するうえで有用なデータだと考えられている。
- ◆ 2011年度より、医療費適正化計画策定に資する目的以外でのNDBデータの利用が認められたが、NDBデータの機微性の高さに鑑み、利用者に対しては高いレベルのセキュリティ要件を課したうえで、データ提供が行われてきた。
- ◆ 一方で、多くの研究者が必ずしも詳細な個票データを必要とするわけではないため、多くの人々が使用できるような、あらかじめ定式化された集計データをNDBデータをもとに整備することが重要ではないか、という議論が有識者会議等でなされてきた。
- ◆ NDBの民間提供に関する議論でも、「レセプト情報等の提供に関するワーキンググループ」からの報告では、汎用性が高く様々なニーズに一定程度応えうる基礎的な集計表を作成し、公表していくことがむしろ適当である、という指摘がみられた。

作成の目的

- ◆ 多くの人々がNDBデータに基づいた保健医療に関する知見に接することが出来るよう、**NDBデータを用いて基礎的な集計表を作成したうえで、公表する。**
- ◆ NDBデータに基づき、**医療の提供実態や特定健診等の結果をわかりやすく示す。**